

○消防用緊急自動車等運転資格の審査に関する特例について

〔 令和3年3月26日 〕
〔 例規甲（免試）第104号 〕

第1 教習実施者の指定

山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、消防機関の長（消防団にあっては市町村長）から、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）を経由して緊急自動車教習実施者指定申請書（第1号様式）に審査に係る教習計画書を添えて指定の申請があったときは、緊急自動車教習実施者指定書（第2号様式）により教習実施者として指定するものとする。

第2 教習計画

1 教習計画の内容は、次のとおりとする。

- (1) 教習の科目、時間（合わせて5時間以上とする。）、場所及び方法
 - (2) 教習担当職員の官職、氏名、生年月日及び免許経歴
 - (3) 評定の場所（消防学校、消防本部等の屋外訓練場所等で、第3の1の評定を行うことができる場所とする。）
 - (4) 評定担当職員の官職、氏名、生年月日及び免許経歴
 - (5) 教習対象者の範囲、年間教習予定人員及び年間教習予定回数
- 2 教習実施者は、教習計画に変更が生じたときは、速やかに公安委員会に届け出るものとする。

第3 教習実施者の評定と公安委員会への通知

- 1 教習実施者は、教習の終了後、教習を受けた者の運転技能について、緊急自動車運転資格審査実施要領（令和3年3月26日付け、例規甲（免試）第105号。以下「実施要領」という。）の第7から第9までに定める審査の方法に準じた方法による評定を行うものとする。
- 2 教習実施者は、評定を行ったときは、評定を受けた者全員の評価結果を証した緊急自動車教習実施結果通知書（第3号様式）を作成し、評価合格者に係る緊急自動車運転資格審査申請書（実施要領第1号様式）とともに、公安委員会に提出するものとする。

第4 公安委員会の審査

- 1 公安委員会は、緊急自動車教習実施結果通知書に基づいて書面審査を行い、合否を決定するものとする。
- 2 運転免許課長は、公安委員会が書面審査を行うときは、緊急自動車運転資格審査名簿（第4号様式）を作成するものとする。

第5 運転免許証への記載等

運転免許証への記載は、実施要領第10の1のとおりとする。

様式 省略